

平成18年5月29日
近畿財務局

寿産業株式会社（貸金業登録業者）の業務停止について

当局登録貸金業者である 寿産業株式会社 については、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という。）に基づく立入検査及び報告徴収を行った結果、貸金業規制法に違反する以下の事実が認められたので、平成18年6月5日から同年6月24日までの20日間、京橋店について、業務の全部（弁済の受領に関する業務及び債権の保全行為に関する業務を除く）を停止することを平成18年5月29日付で命じた。

違反事実

京橋店において、貸金業務取扱主任者である店長は、債務者の代理人等から帳簿の開示を求められたのに対し、残存債務の額を水増しするため、弁済金額等について、虚偽的回答を行った。

当該行為は、貸付の契約に係る債権の管理の業務を行うに当たり、不正な手段を用いていることに該当するため、貸金業規制法第13条第2項に違反する。

（参考）

寿産業株式会社の概要

1. 商号 寿産業株式会社
2. 代表者 李 正述（中村 貞一）
3. 登録番号 近畿財務局長（8）第00242号（平成17年6月30日）
4. 所在地 本社 大阪市浪速区元町2丁目2番11号
5. 店舗数 8
大阪府（本社、西田辺店、十三店、京橋店、堺東店）
愛知県（豊橋店）
香川県（高松支店）
宮崎県（宮崎支店）
6. 役員・重要な使用人 18名

問い合わせ先

近畿財務局理財部
金融監督第3課 澤田、砂田、谷口
06-6949-6371